

平成 30 年度静岡県立こころの医療センター  
電気需給契約一般競争入札に関する質疑応答

	質問内容	回答
1	<p>現在の契約電力および直近一年間の最大需要電力を提示していただけますでしょうか。</p> <p>今回の契約電力が現在の契約電力を上回る場合、または過去一年間の実績を下回る場合、一般送配電事業者への託送申込み手続きにおいて、理由書等が必要となるため、あらかじめご準備をお願いいたします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約電力：550KW</li> <li>・ 直近1年間(H29.1~12)の最大需要電力：516KW</li> </ul>
2	<p>予備電力の契約はありますでしょうか。契約がある場合「予備線」,「予備電源」のどちらでしょうか。</p>	<p>契約しておりません。</p>
3	<p>平成 15 年の消費税法改正により、平成 16 年 4 月から「消費税総額表示」が義務付けられたため、入札金額は税抜き総額(108 分の 100 相当) とすることを前提に、税込み単価で算定し、契約単価および請求時の単価についても、税込み単価とすることによるのでしょうか。</p>	<p>そのとおりです。</p>
4	<p>弊社が落札した場合、契約書や覚書について協議させていただくことは可能でしょうか。また、可能な場合、契約書にない細目的事項に関しては弊社の電気需給約款に依拠する形で締結させていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>可能です。</p>
5	<p>弊社が落札した場合、契約先変更の手続き等に必要以下の内容についてご提示いただけますでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 供給地点特定番号※</li> <li>※供給地点特定番号</li> </ul> <p>電力小売全面自由化にともない電気のご使用地点を特定するため、全国一律で付番される 22 桁の識別番号です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在の供給者とのご契約番号 (コード)</li> <li>・ 現在の供給者とのご契約名義</li> </ul>	<p>落札後に提示します。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の供給者</li> <li>・現在の電気主任技術者（会社・所属，氏名，電話番号）</li> </ul>	
6	<p>購入先の切替や契約電力の増加に伴い，一般送配電事業者の工事等が必要となる場合がございますが，本件名につきまして，契約開始日までの購入先の切替や契約電力の増加について，一般送配電事業者へご確認のうえ手続きに問題ないとの認識でよろしいでしょうか。</p>	問題ありません。
7	<p>質問書の回答内容を確認するために担当者さま宛てに電話することは可能でしょうか。</p>	回答はHP上で公開します。
8	<p>請求書・計算書・検針票・領収書をPDFデータによりWEBで確認・保存する，もしくは，指定のメールアドレスに添付して送信することは可能でしょうか（弊社は，電子請求（請求書および領収書）の実施に関し，電子署名法に則った対応をしているため，法的にも，公的な書類として活用いただけるものとなっております）。</p>	原則として郵送をお願いしておりますが、必要項目が含まれていれば協議の上、WEBでの対応も検討させていただきます。
9	<p>支払い方法は口座自動引き落としまたは弊社金融機関口座への振込のどちらになるでしょうか。</p> <p>なお，口座自動引き落としの場合，毎月23日（休日等の場合翌月曜日）となります。</p> <p>また，振込の場合，振込手数料の負担は発注者様の負担でよろしいでしょうか。</p>	<p>どちらでも対応可能です。</p> <p>支払方法については、入札説明書 17 支払方法を参考願います。</p>
10	<p>開札結果は開札日にご担当者様より，電話，メール等でご連絡をいただけないでしょうか。</p> <p>その場合，全ての応札者名，応札価格，等を教えていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>個別対応はしておりません。</p> <p>応札者名や応札価格等につきましては，落札結果をホームページ上に公告します。</p>
11	<p>弊社が落札した場合，契約協議は電話，メール等での対応でよろしいでしょうか。</p>	落札後の対応になります。

12	第 15 条「受理した日から別途定める日まで」とありますが、別途定めるものは「覚書」、「協定書」等になるのでしょうか。	入札説明書 17 支払方法を参考願います。請求書・計算書等を送付する際に明記されていれば、別に「覚書」「協定書」は不要です。
----	---	--